㊞

報告第７号

令和７年度決算山元町公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（第２２条）の規定により、令和７年度山元町の公営企業資金不足比率を、別紙監査委員の意見書を付けて議会に報告する。

令和８年９月４日

提出者　山元町長　橋　元　伸　一

令和7年度決算山元町公営企業資金不足比率

（単位：％）

	水道事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	－	－

注）－表示は、公営企業会計における資金不足比率がないことを表す。

（参考）　（単位：％）

早期健全化基準	２０．００	２０．００
財政再生基準		

補足説明

水道事業会計においては未払金等の流動負債等合計（69,987千円）に対し現金預金等の流動資産合計（378,763千円）が上回っているため資金に不足が生じない。

下水道事業会計についても未払金等の流動負債等合計（98,805千円）に対し現金預金等の流動資産合計（389,603千円）が上回っているため資金に不足が生じない。

なお、未払金等の流動負債等合計の算定にあたっては、流動負債の合計から翌年度償還の建設改良等に充てるための企業債を除き、固定負債のその他企業債を加える。

写

山元監発第４２号
令和８年８月１９日

山元町公営企業
　山元町長　橋　元　伸　一　殿

山元町監査委員　齋　藤　忠　裕
山元町監査委員　竹　内　和　彦

宮城県山元町監査委員之印

令和７年度決算山元町公営企業資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された標記の件について、別紙のとおりその意見書を提出する。

山元町
公営企業
－8.8.19
第225号
収受

令和７年度決算山元町公営企業資金不足比率審査意見書

１　審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和８年７月１３日に実施した。

２　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計名	資金不足比率	早期健全化基準	財政再生基準
①水道事業会計	—	20.00	
②下水道事業会計	—	20.00	

※「 — 」表示は、資金不足比率がないことを表す。

（２）個別基準との比較

①　水道事業会計について

資金不足額が生じていないため、資金不足比率は発生していない。

②　下水道事業会計について

資金不足額が生じていないため、資金不足比率は発生していない。

（３）是正改善を要する項目

特に指摘する事項はない。